

第5章

地域共生社会の実現に向けた重点推進プラン

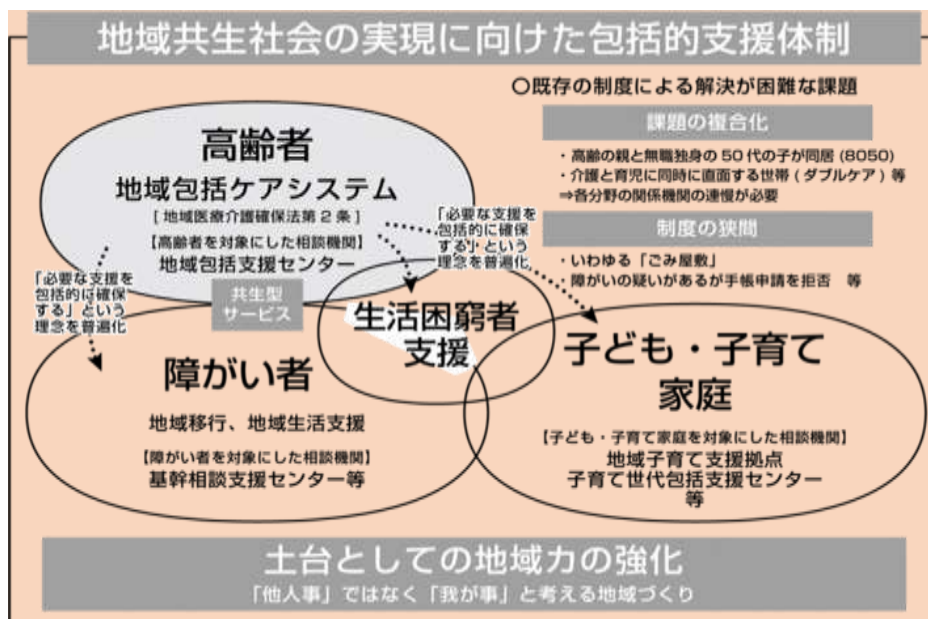
国は、社会福祉法を改正し（平成30年4月1日施行）、「公的支援を『縦割り』から『丸ごと』へ」、「『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む」ことを目指し、高齢者支援として推進してきた分野・主体間を超えて、連携による支え合いの仕組み「地域包括ケアシステム」を、地域に暮らす全ての人が支え合う仕組みとして深化・推進させた「地域共生社会」の実現に動き出しました。

その後、令和元年度に閣議決定された「経済財政運営の改革の基本方針2019」においては、「断らない相談支援などの包括的支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設検討を含め、取組を強化する」との方向性が示されたところです。

こうした流れを受け、令和2年に改正社会福祉法が制定となり、令和3年4月から施行されます。この骨格は、複雑化・多様化が進む中での福祉政策の新しいアプローチとして、専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の二つを支援の輪として組み合わせる必要があるとあり、その上で、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」という三つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業（重層的支援体制整備事業）を創設することとなりました。

改正社会福祉法の施行とともに、本町でも重層的支援体制整備事業を活用し、地域共生社会の実現に向けた取組を強化し、現在に至っています。

本章では、津別町重層的支援体制整備事業実施計画及び津別町成年後見制度利用促進基本計画について記載し、地域共生社会の実現に向けた重点推進プランを示すこととします。



出典：厚生労働省

1 津別町における包括的な支援体制の整備について（重層的支援体制整備事業実施計画）

1) 津別町における重層的支援体制整備事業実施に向けての取組の背景・経緯

(1) 「地域相互支援型自治体推進モデル」の取組

津別町では、大阪市立大学の岩間伸之教授・野村恭代准教授、北海道総合研究調査会（HIT）及び津別町社会福祉協議会との合同研究として、「地域相互支援型自治体推進モデル」の取組を行ってきています。

これは、人口減少社会及び超高齢社会を想定し、地域住民の総力を結集した「支え合い」を基調に、日常生活圏域における専門職と地域住民とが協働する総合相談体制と、それを支える地方自治体の役割を明確にした、社会的孤立者（生活困窮者やひきこもり者等）への支援のあり方を提示する事業として、平成 27 年度より開始されている事業です。

当該事業では、津別町全世帯の 1/5 に当たる世帯（13 自治会 499 世帯）に対し、「ご近所づきあい」及び「生活課題の実態」に関する調査を行い、そこで得られた調査結果を踏まえ、町内の社会的孤立者を含む要支援事例、準要支援事例、要支援予備群事例を分類、調査対象地域のうち旭町第 3 自治会、活汲中央自治会の 2 自治会をモデル地区として選定し、平成 28 年度より「身近な福祉相談所『ぽっと』」（以下、「ぽっと」という。）を開設しました。加えて、平成 30 年度より、豊永第 3 自治会、緑町第 2 自治会の 2 箇所も新たに開設し、町内 4 箇所の相談拠点が展開されています。

(2) 津別町「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」について

厚生労働省は、福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者等のボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を平成 28 年度より開始しています。

この事業は、それまで津別町が取り組んできた「地域相互支援型自治体推進モデル」と重なり合う要素がありました。そこで津別町としても、平成 30 年度より「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取組、「ぽっと」の活動を進化・拡大させつつ、町内での全世代型の包括的支援体制構築に取り組んできたところです。

2) 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の意義・目的

「重層的支援体制整備事業」は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、それぞれの既存制度の「枠」にとどまった連携を超えて、それぞれが与えられている役割を超えて、少しずつ広げた「のりしろ」を重ね合わせることで支援機関を超えるチームアプローチが実現される必要があり、かつ、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

本事業は、市町村が判断する「手上げ」の仕組みとなっています。津別町は決して大きな自治体でもなく、豊富な社会資源がある自治体ではないため、このような新しい事業に名乗りを挙げることは大きな挑戦となりますが、これまでの「ぼっと」をはじめとした地域福祉の取組や、第2期津別町地域福祉計画の基本理念「助け合い見守りで、安心して住み続けられるまち つべつ」を目指していく上でも必要な取組であると位置づけます。

以上のことを踏まえ、本事業を推進していくための体制づくりとして本計画を策定します(※)。

(※) 社会福祉法では、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしており(法第百六条の五)、当該事項に基づき、本計画を策定するものです。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、「津別町地域福祉計画」と合わせ、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、各制度全体の計画として、介護・障がいは3年毎、子どもは5年毎に策定されることから、本計画の内容と適宜整合させていくこととします。

3) 計画の基本的な考え方

(1) 重層的支援体制整備事業計画の前提

本事業は、社会福祉法第106条の3に規定されている市町村の努力義務(第1号～3号の施策、下記参照)を果たしている市町村であることを前提として、それをより積極的・高度に進める市町村との位置づけとなっています。

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(2) 計画の基本方針

地域共生社会は、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域を共に創っていく社会です。実現に当たっては、この理念を踏まえ包括的な支援体制の整備を進めていきます。

地域住民の複合化・複雑化したニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施していきます。

- i 「属性を問わない相談支援」 介護（地域支援事業）、障がい（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める。
- ii 「参加支援」 介護、障がい、子ども、困窮等各分野で行われる既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
- iii 「地域づくりに向けた支援」 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障がい（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する。

4) 重層的支援体制整備事業の各種取組

本事業にて取り組む内容として、下記、(1) 相談支援～(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援について記します。なお、関連する事業の実績の値を参考として記載していますが、目標値については、現時点（計画策定時点）においてどのような定義

でどのようにとりまとめていくかが固まっていないため、今後継続的に検討します。

(1) 属性を問わない相談支援（包括的相談支援事業）

①第2期の評価

相談者の属性や年代、相談内容に関わらず、庁内の各相談機関（保健福祉課、社会福祉協議会）が包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行ってきました。さらに、地域の相談拠点や各相談機関において複雑化・複合化した課題を抱える事例は、「相談員支援会議」に諮ったうえで、後述する多機関協働事業につなぎ、重層的支援会議又は支援会議に諮ってきました。

②目標

引き続き、上記相談窓口にて包括的に相談を受け止めながら必要な情報提供、助言等を行うとともに、複合・複雑化した課題を抱える事例については、重層的支援会議等に諮っていきます。

なお、身近な福祉相談所ぽっとについては、毎年既存のぽっとに関する評価、地域ニーズ等を整理したうえで、ぽっとの拡大についても検討します。

③取組事項

i. 相談窓口

重層的な支援を行っていくうえで求められる相談窓口について、以下の図表1のとおり町内に窓口を設けています。

ただし、各分野で特に対象者を狭めることなく、それぞれの相談機関の窓口機能を活かし、伸びしろを持ちながら対応していくことを目指します。

図表1 現在の相談窓口と主な対象分野

想定する窓口・担当部署	主な対象分野
地域包括支援センター（高齢者相談係）	・65歳以上の高齢者及びその家族
障がい者相談支援事業所（高齢者相談係）	・障がいのある人で障がい福祉サービスを利用する方及びその家族
健康推進係	・18～64歳の地域住民（健康・発育等）
福祉係	・生活保護受給者 ・生活困窮者（就労・心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）

こども家庭センター（福祉係・健康推進係）	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、18歳未満のこどもとその保護者 ・要保護・要支援児童、ヤングケアラー
あんしん生活サポートセンター（社会福祉協議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が十分ではない方
いっぽサポートステーション（社会福祉協議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの方
身近な福祉相談所ぽっと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民全般

ii. 相談体制

津別町の包括的相談支援体制を示したのが次ページの図表2です。地域の相談拠点では4箇所ある「ぽっと」が、早期発見・早期対応による予防的支援として、地域内の情報共有や見守り活動、地域の課題解決に向けた取組を行います。また、「ぽっと」は専門職と協働での相談拠点であるため支援会議として位置づけし、要支援者の事例検討も含め支援し、困難事例については町圏域の相談機関へとつなげていきます。（「ぽっと」については次ページ参照）。

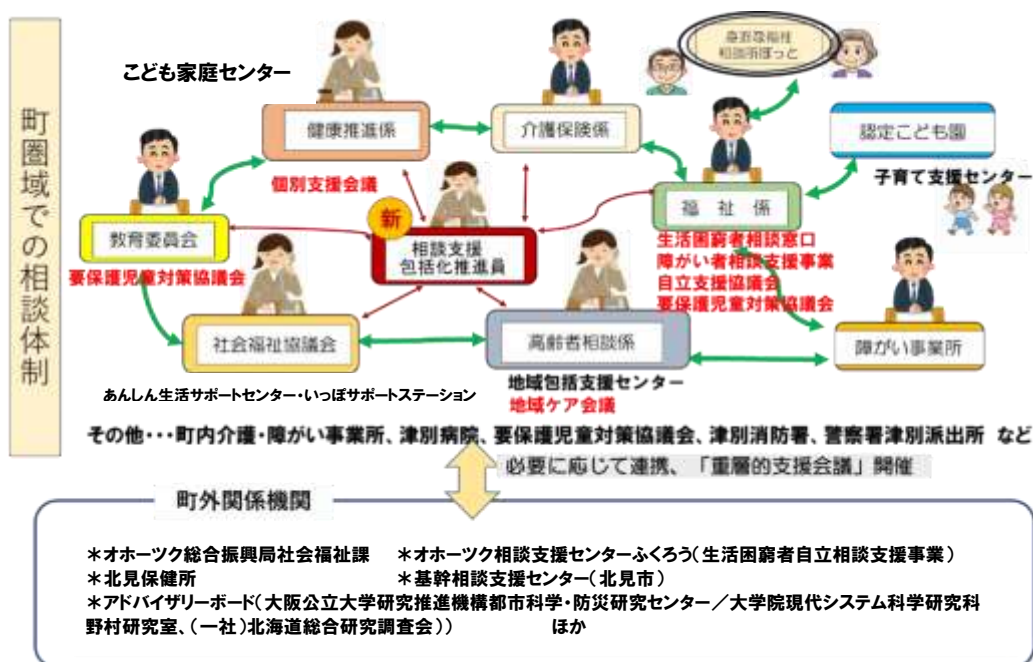
また、町圏域の相談体制は、集合型・ワンストップで受け止めるのではなく、各相談窓口の機能を生かした分散型チームアプローチを目指します。なお、各相談支援機関をつなぐ「相談支援包括化推進員」を配置し、各分野の相談窓口が効果的に運用するように調整を行います。この「相談支援包括化推進員」については、津別町社会福祉協議会への委託により配置しています。

なお、相談支援包括化推進員を事務局にして、各相談窓口の相談員を構成員とした「相談員支援会議」を開催し、重層的支援会議に協議する案件等の調整を図っています。

iii. 対象エリア

相談者の受け入れとしては、原則として町内全域としますが、連携する社会資源は必要に応じて町内外と積極的に連携し、支援会議又は重層的支援会議（後述）を適宜開催、支援プランを作成し、支援を行います。また、「ぽっと」については、それぞれの自治会規模を想定しています。

図表 2 津別町における包括的相談支援体制イメージ



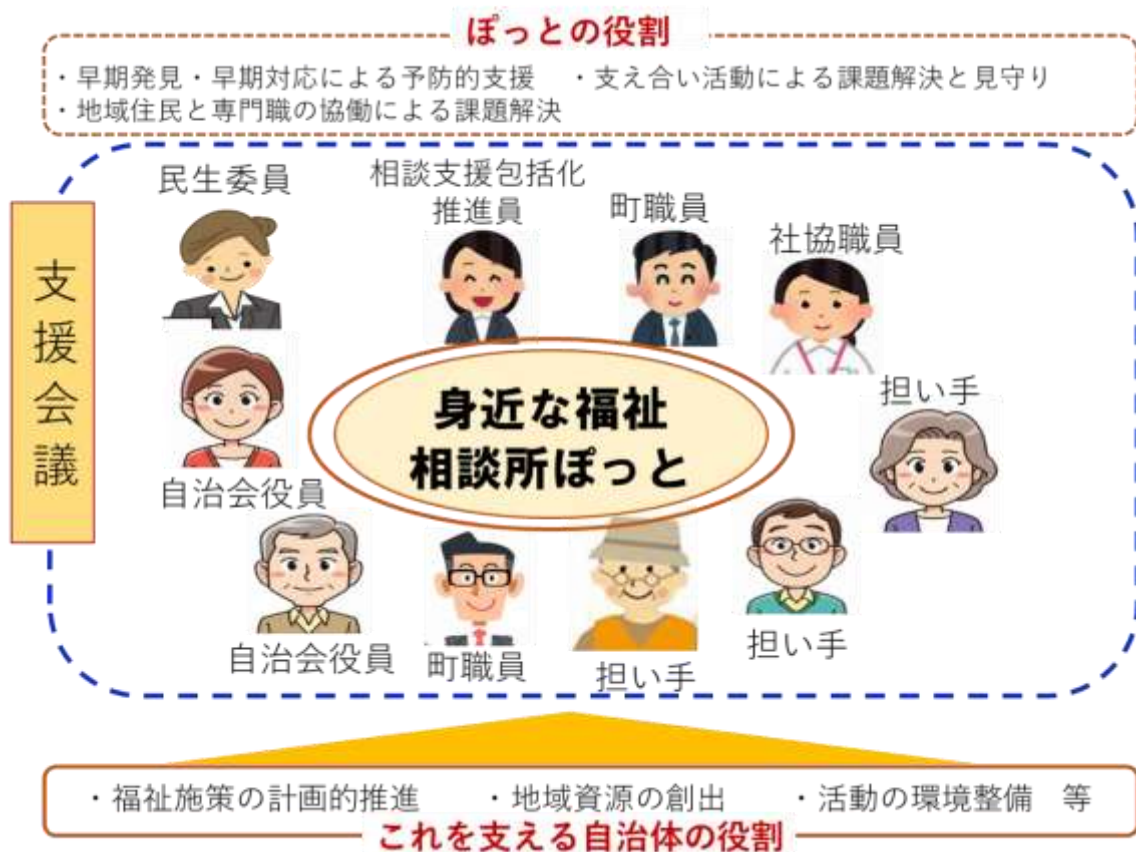
iv. 身近な福祉相談所「ぼっと」について

身近な福祉相談所「ぼっと（図表 3）」は、平成 28 年度より、旭町第 3 自治会、活汲中央自治会の 2 自治会をモデル地区として開始し、平成 30 年度より、豊永第 3 自治会、緑町第 2 自治会の 2 箇所も新たに開設し、町内 4 箇所の相談拠点が展開され現在に至っています。本事業においては、これまでの役割と同様に、自治会内で支援を必要とする方の早期発見・早期対応による予防的支援や、支え合い活動による課題解決と見守り活動を行っていくこととします。

なお、「ぼっと」での取組は、町として積極的に支え、上記の役割が果たせるように努めます。また、「ぼっと」は社会福祉法上の「支援会議」としても位置づけ、関係する規定を整えることとします。また、現在町内 4 地区で展開されていますが、将来的に住民ニーズに応じて拡大も視野に検討していきます。

保健福祉課の健康推進係、福祉係、高齢者相談係及び介護保険係の町職員が、「ぼっと」の専門職を兼務し、社協職員と、相談支援と継続支援、地域の担い手との個別支援に向けた話し合いや、同行訪問の基点及び地域課題の情報共有のため 1 ヶ月～2 ヶ月に 1 回程度の訪問、支援会議を行っていきます。また、行政として、地域から出た課題に対し、参加支援等解決に向けた取組を進めていきます。

図表3 「ぽっと」のイメージ図



(2) 参加支援

①第2期の評価

地域住民・相談者の状態像に応じて、社会との接点を創出し、相互の関係性の中から自己肯定感や自己有用感を取り戻すことを目指すため、引き続き参加支援にかかる居場所の運営や、参加支援が必要な方への個別支援を行ってきました。

令和5年度末時点の参加支援に係る実績は以下のとおりです。

項目	令和5年度末
参加支援に係る居場所等	2か所
参加支援の支援対象者数	3名

参加支援事業の対象となる方は少ない状況ですが、引き続き関係する相談窓口と連携しながら、対象となる方には適切な支援を行う必要があります。

②目標

引き続き、地域住民・相談者の状態像に応じた支援を行うとともに、地域資源や既存の制度を組み合わせ、選択肢を創出することを目指します。そのために、保健福祉課及び相談支援包括化推進員を中心に、地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担います。

③取組事項

i. ひきこもりの方や障がいのある方のための居場所の運営

平成 29 年から町内の空き家を活用して、ひきこもり状態にある人のうち、家族以外の第三者とつながりをもっていくため、安心して過ごせる場所として居場所を開設してきました。

令和 3 年 5 月からは健康福祉センター新築に伴い場所が変更されましたが、引き続き支援員を配置しながら「家族以外の人と関わる」「手作業しながら生活体験する」「仲間づくりをする」等、安心して自分らしく過ごせる場所を目指していきます。

また、対象者もひきこもり状態の人だけでなく、障がいをもつ等社会的に孤立している人も含めて開設します。

ii. 社協あぐり

ひきこもり状態のある人への理解を深めながら、当事者も社会との関りをもっていこうと、平成 30 年から町内の農地を借用して社協「あぐり」を運営しています。

種まきから草取り、収穫までを地域のボランティアと一緒に汗を流すことで、生産された農産物の喜びとともに、孤立しがちな当事者や家族を応援してくれる人を増やしていくことで、優しい地域づくりにつなげていきます。

なお、収穫物については、加工品として第三者へ提供し、得られた寄付を事業運営の一部にあてることができるよう、実施しながら研究・検討を重ねます。

iii. 参加支援事業利用者のプラン作成について

参加支援事業を利用する方には、プラン作成の上支援を行います。利用については、プラン作成の後、重層的支援会議に諮り進捗管理を行い、本人が望む社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができるほか、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で、プランに基づいた支援を終結とします。

(3) 地域づくりに向けた支援

①第 2 期の評価

重層的支援体制整備事業内の地域づくり事業対象事業である介護予防事業、地域子育て支援拠点事業等、引き続き実施してきました。対象となる高齢者、子育て世代の

方々等に対し、各相談窓口から対象者に対し情報提供する中で、必要な方に参加いただいている実情があります。

一方で、介護予防事業については、担い手となる住民の確保が困難な地域があり、地域子育て支援拠点事業については、少子化・保育ニーズの増大による利用者の減少がある等、それぞれ課題がある状況です。引き続き、町と地域住民、事業実施機関等で協議し、事業のあり方を検討する必要があります。

また、世代や属性を超えて地域住民同士が出会い参加できる場・居場所の確保についても、日頃の相談等から住民ニーズを把握したうえで検討する必要がありますが、第2期計画期間内では新たな事業等の創設には至っていません。身近な福祉相談所ぽっとの他地域での実施についても、引き続き検討する必要があります。

なお、令和5年度末の各種事業の実績は以下のとおりです。

項目	令和5年度末
地域介護予防活動支援事業	
・いきいきサロン事業	11 か所
・運動サロン事業	2 か所
・いきいき百歳体操事業	6 か所
・いきいきポイント事業（登録者数）	135 人
・生活支援サポートセンター事業（登録者数）	75 人
地域活動支援センター機能強化事業（利用者数）	1 人
地域子育て支援拠点事業 （※子育て支援センター）	1 か所
生活困窮者支援等のための地域づくり事業（※身近な福祉相談所ぽっと）	4 か所

②目標

相談支援や参加支援において実践される個別支援による成果や課題を踏まえ、住民が地域社会からの孤立を防ぎ地域で支え合う関係性を広げていくため、また、津別町全体における包括的支援体制を支えていくために「地域づくり」に取り組みます。

③取組事項

介護、障がい、子ども、困窮の各法等に基づく各種事業を継続しながら、事業の参加者や参加したいけどできない方のニーズを把握しながら、交流・参加・学びの機会を生み出すための地域活動のコーディネートを行うことや、世代や属性を超えて地域住民同士が出会い参加できる場・居場所の確保に向けて取り組みます。

各種取組については、相談員支援会議や、庁外の関係機関も含めた「多機関の協働による包括的支援体制構築に伴うネットワーク会議」等での議論を踏まえて展開して

いくこととします。

図表 4 主な地域づくりに向けた支援の取組例

機能	分野	分野各制度の事業・取組
交流・参加・学びの機会を生み出すための地域活動のコーディネート	介護	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター 地域の助け合い活動を実施、推進する団体が連携・協働する機関である生活支援体制整備推進協議体の機能拡充を図りながら、住民主導の通いの場の確保等住民主体の活動が取り込まれるよう生活支援コーディネーターが働きかける。
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ボランティア講座等の多様な活動・イベントの実施等を行い、活動の機会の拡大を図り、在宅高齢者とのつながりから子育て広場や地域での活躍の場を拡充する等コーディネーターを行う。
	困窮	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 年齢や生活環境等にかかわらず、働く（役割のある）場をつなぎ合わせるようなコーディネートを行う。身近な福祉相談所ぽっとのなかでも、地域住民の課題・ニーズ把握した中で、必要時に相談支援包括化推進員等がコーディネートしながら働く（役割のある）場をつなぎ合わせる。
	全般	多機関の協働による包括的支援体制構築に伴うネットワーク会議メンバーを対象とした情報共有・研修等の実施
世代や属性を超えて地域住民同士が出会い、参加できる場や居場所の確保	介護	一般介護予防事業として実施する住民主体の通いの場 <ul style="list-style-type: none"> いきいき百歳体操 サロン活動

		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防いきいきポイント事業 ・生活支援サポートセンター事業
	障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター <p>働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートし、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。</p>
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 <p>子育て広場に高齢者が参加し、育児の先輩として子育て世代との交流の機会を提供する。また、ボランティア講座等に参加し、将来的にも学齢になった親子や在宅高齢者とのつながりから、地域食堂等、子育て広場や地域での活躍の場を広げる。</p>
	困窮	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者のための共助の基盤づくり事業 <p>世代や属性を超えて誰もが気軽に立ち寄り、自由に過ごせる場として、コミュニティカフェやフリースペースを確保する。</p>
	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・既存サロンや「ぽっと」の機能の拡張 ・各分野で実施する事業について、世代や属性を超えた利用ニーズに応じた機能の拡張

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援

①第2期の評価

ひきこもり状態にある等で、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、社会福祉協議会に配置する相談支援包括化推進員を窓口とし、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行える体制を継続しました。

令和5年度末の実績は、以下のとおりです。

項目	R5年度
アウトリーチ等の件数	1件

②目標

ひきこもり状態にある等で、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、相談支援包括化推進員を事務局にし、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行います。必要に応じて、相談員支援会議の開催や「ぽっと」とも連携しつつ、地域住民・専門職・訪問支援員が本人との信頼関係を構築していくことを目指します。

③取組概要

平成27年度に行った地域相互支援型自治体推進モデル事業による「ご近所つきあいに関する調査」の訪問で明らかになったひきこもり世帯について、アウトリーチ等当事者に寄り添った支援により、就労継続支援事業所に通いだしたひきこもり状態にあった人、社協あぐりに参加することで地域住民とコミュニケーションがとれるようになり、「支える側」から「支えられる側」になったひきこもり状態だった人等、町や関係事業所との連携の中で、津別町が「優しい地域」を体現しつつあります。

こうした取組が、一部の地域だけでなく、全町に広がっていくことを目指します。今後も津別町社会福祉協議会と協働して、町内のひきこもり者の実態把握に取り組むとともに、家族からの聞き取りや当事者との面談を通じて必要な支援策の検討を行い、必要に応じて家庭訪問等を行います。

また、アウトリーチ支援と並行し、令和4年度からSNSを活用した相談窓口の開設や、チラシを活用したひきこもりの方やそのご家族を対象とした相談窓口を周知しています。今後は、ひきこもり支援推進事業を活用し、ひきこもり支援の窓口や事業内容をより明確にしながら、支援体制を整えます。

(5) 多機関協働

①第2期の評価

単独の相談支援機関では対応が難しい、課題が複合・複雑化した世帯について、重層的支援会議及び支援会議にて世帯の支援の方向性の整理等を行ってきました。令和5年度は開催実績が少ないですが、令和6年度は、12月末時点で13回開催しており、多機関協働による支援・協議を必要とする事案は少なくありません。

一方で、コロナ禍開催できなかった「多機関の協働による包括的支援体制構築に伴うネットワーク会議については、第2期中開催に至りませんでした。今後は、関係機関の連携強化、地域課題等の共有・意見交換ができる場として再開する必要があります。

なお、令和5年度の実績は以下のとおりです。

項目	令和5年度
支援会議・重層的支援会議の開催数	2回
相談員支援会議の開催数	9回

②目標

今後も重層的支援会議及び支援会議を継続開催し、複数の相談支援機関等相互間の連携により、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるよう支援体制の整備を行います。

多機関の協働による包括的支援体制構築に伴うネットワーク会議については、「代表者会議」的な位置づけにより開催し、関係機関の連携強化に努めます。

③取組概要

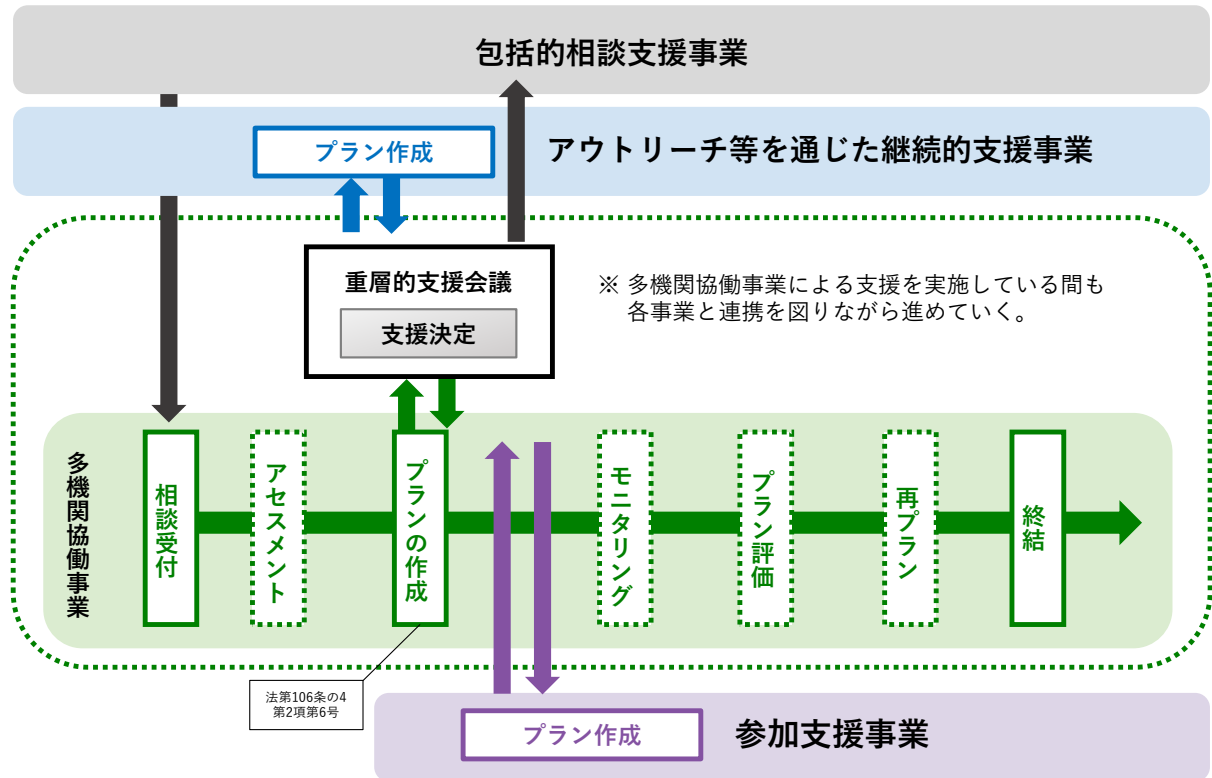
多機関協働で取り組む事例は、複合的な課題を抱え、前述(1)属性を問わない相談支援(包括的相談支援事業)等だけでは支援が困難な相談者に対して、町内のネットワークを構築し、支援機能を高めて対応します。支援機関の役割分担や全体の支援の方向性を定めるためプランを作成し、その共有及びモニタリングのため、「重層的支援会議」「支援会議」を開催します。

図表5 多機関協働での取組概要

項目	内容
担当部局	保健福祉課
多機関協働に取り組む機関・構成員	「多機関の協働による包括的支援体制構築に伴うネットワーク会議」のメンバー(詳細は次ページ)

重層的支援会議及び支援会議の開催形態	随時。事例に応じて上記ネットワーク会議から随時メンバーを招集する。
--------------------	-----------------------------------

図表 多機関協働事業の支援フロー



5) 関係機関の一体的な連携に関する事業

(1) 関係機関の情報連携

関係機関の情報連携については、平成30年度より取り組んでいる「多機関の協働による包括的支援体制構築に伴うネットワーク会議」の構成メンバー（下表）を母体とし、継続的に運営していくこととします。また、ネットワーク会議に関する機能としては大きく2点掲げます。

機能1) 地域づくりに関する議論（提言）

メンバーの業務を通じて、また、個別支援を通じて表出された町内の地域課題、及び新たな社会資源の創出等地域づくりに関する議論を行い、必要に応じて提言をとりまとめることとします。

機能2) 町内の相談スキルアップ

メンバー構成員が属する職員全体を対象に、本事業の理念や津別町の目指すところを共有しつつ、町内で従事する相談支援員のスキル向上を目的に、研修会等を実施します。

ネットワーク会議の開催回数としては、年1回以上開催することを目標とします。

図表6 「多機関の協働による包括的支援体制構築に伴うネットワーク会議」構成メンバー

1	津別町特別養護老人ホームいちいの園	17	広域相談サロンくらしネットオホーツク
2	津別町居宅介護支援事業所	18	津別町民生委員児童委員協議会
3	津別町デイサービスセンター	19	津別町自治会連合会
4	丸玉木材株式会社 津別病院	20	旭町第3自治会 ぽっと
5	グループホーム ほのぼの	21	活汲中央自治会 ぽっと
6	ケアハウス つべつ	22	豊永第3自治会 ぽっと
7	夢ふうせん ののか・ほんき	23	緑町第2自治会 ぽっと
8	株式会社 びーと	24	美幌警察署津別派出所
9	NPO 法人津別町手をつなぐ育成会	25	美幌・津別広域事務組合津別消防署
10	津別町地域包括支援センター	26	津別町障がい者相談支援事業所
11	津別町社会福祉協議会訪問介護事業所	27	津別町要保護児童対策地域協議会
12	オホーツク総合振興局社会福祉課	28	北見地域基幹相談支援センターささえーる
13	北見保健所		大阪公立大学大学院現代システム科学研究科
14	北見児童相談所		一般社団法人 北海道総合研究調査会
15	オホーツク若者サポートステーション		津別町社会福祉協議会
16	生活困窮者自立センターふくろう		津別町保健福祉課

(2) 重層的支援会議の実施方法

① 役割

重層的支援会議は、大きく分けて次の5つの役割を果たします。

① 要支援当事者の現状と課題の共有

多機関の専門職がそれぞれの知見をもとに現状や課題を協議。支援者が、当事者のエンパワメントや世帯としてみる必要性等を学ぶ。

② プランの適切性の協議

多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業において作成したプランについて、自治体や、適切な支援関係者が参加して合議のもとで適切性を判断する。

③ 支援提供者によるプランの共有

支援提供者が、支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標等を共有し、支援提供者の役割を明確化する。

④ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、各事業の支援を終結するかどうかを検討する。

⑤ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組を検討する。

② 開催方法

開催方法としては、個別事例に応じて随時開催とします。事例に応じて上記ネットワーク会議から随時メンバーを招集することとします。

また、開催のタイミングは、以下の1)～4)において開催します。

多機関協働事業や参加支援事業アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による、

1) プラン策定時

2) 再プラン策定時

3) 支援の終結時

4) 支援の中断時 (※支援の中断時は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断します)

このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミング等、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められます。なお、そのような場合には、重層的支援会議としてではなく、ケース会議や事例検討といった形態で適宜開催することも考えられます。

なお、重層的支援会議は本人同意が得られた場合に開催しますが、同意が得られない場合でも「支援会議」を開催し、可能な限り情報共有や支援方針の検討ができるよう、関係機関との連携のもと支援体制の整備に努めます。

図表7 津別町における「支援会議」「相談員支援会議」「重層的支援会議」について

	支援会議	相談員支援会議	重層的支援会議
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を図るために必要な情報の交換 ・地域生活課題を抱える地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の各相談窓口の持つ情報の共有 ・支援困難事例の多機関協働推進フォロー ・支援者のバックアップ 	複雑化した事例に対し多機関でアプローチすることにより、支援の方向性を調整し、円滑なネットワークを構築、継続的支援、参加支援事業につなげていく
参加者	相談支援包括化推進員、専門職(各相談窓口の相談員)、「ぽっと」に関わる地域住民	相談支援包括化推進員、専門職(各相談窓口の相談員)	相談支援包括化推進員、専門職(各相談窓口の相談員)、「多機関の協働による包括的支援体制構築に伴うネットワーク会議」構成メンバー
対象となる事例	「気になる」事例イメージ <ul style="list-style-type: none"> ・同居家族に気になるところがある ・以前と比べて物忘れや怒りっぽくなった ・片付けができなく足の踏み場がない ・電気が止められている 	単独な支援機関・部署では対応が難しい複雑化・複合化した事例イメージ <ul style="list-style-type: none"> ・A氏の収入がなく電気を止められ、A氏の妻と子が実家に里帰りしていた。A氏の妻の実家の父親も高齢で独居であり、A氏の妻も料理や片づけがなかなかできていないようだが、全体で困り感が薄いことから、将来、子どもが安心して暮らせる環境支援が必要であり、A氏への就労支援や年金手続き等から支援につなげた。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・他の人との交流がない ・ひきこもり状態の人が同居している ・着ているものが汚れていたり、においがしたり、痩せてきている 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子とも知的障がいがあり、子どもが支援学校を休みがちになり、卒業後の進路が決まらないが、母親も対応ができない状況のため、登校の必要性や卒業後の就労までの道筋を再確認し、就労移行支援につなげた。 ・3世代同居で父子家庭であり、介護を必要とする祖母がいるが、父親の帰宅が夜中のため、祖母の介護を孫である B さんが担っている。家の中が片づけられておらず、祖母が這って歩くスペースしか空いていない。B さんも高校受験で特別支援学校相当であるが、家族が送迎等を行えない状況であるため、祖母を介護サービスへ、B さんを進路・学習・福祉サービス支援につなげた。 	
役割・協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる事案の情報提供・情報共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案の対応 	各相談窓口で抱えている事例や複雑困難ケースの情報共有、重層的支援会議への提案時期	プランの適切性 支援の方向性の共有等を実施 ・各支援機関の役割分担
開催頻度	事例に応じて	月1回	事例に応じて
本人同意	不要（津別町支援会議設置要綱に基づく）	不要（津別町支援会議設置要綱に基づく）	必要

2 安心して住み続けられる町づくり

- 「住み慣れたつべつで暮らし続けたい」と思うのは、誰もが願うことです。そのためには、医療の確保や健康づくり、介護・福祉サービスの充実、住民同士の助け合い活動等が必要になってきます。そのため、「第4章施策の展開と役割分担」を確実に実行できるよう関係機関と連携した取組を進めていきます。

3 成年後見制度利用促進に向けた取組（成年後見制度利用促進計画）

1) 計画策定の趣旨

（1）計画策定の趣旨

津別町の令和6年9月末現在の高齢化率は45.3%で、高齢者のみの世帯は全世帯数の46%を超えています。加えて、知的、精神障がい者においては「親亡き後」が課題となることが多い状況となっており、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まっています。

これらの状況から、津別町では、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下、「法」という。）第12条第1項に基づき、津別町成年後見制度利用促進計画を策定します。

（2）計画の位置づけ

法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。本計画は法における「市町村計画」として位置づけられるものです。

本計画は、町の福祉分野における上位計画である「津別町地域福祉計画」と連動した計画とし、「津別町高齢者保健福祉計画・第9期津別町介護保険事業計画」「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」との整合性を図っています。

（3）計画期間

今回策定する計画は、「津別町地域福祉計画」と合わせ、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

2) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や障がい等の理由で物事を判断する能力が十分でないことによって、財産を侵害されたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがない

よう、家庭裁判所から選任された支援者（成年後見人等）により、法律的な支援を提供する制度です。

成年後見制度は大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

（１）法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所によって成年後見人等が選任されます。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

	後見	保佐	補助
対象となる方	日常生活で、判断能力がほとんどない人	日常生活で、判断能力が著しく不十分な人	日常生活で、判断能力が不十分な人
代理権	本人の財産に関するすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
同意権・取消権	日常生活に関する行為以外のすべての法律行為（取消権のみ）	日常生活に関する行為以外の法律上定められた重要な法律行為	日常生活に関する行為以外の、本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた法律行為

- ・代理権…成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約等法律行為を行える権限
- ・同意権…本人が契約等法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限
- ・取消権…成年後見人等の同意がないまま本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限

（２）任意後見制度

本人に十分判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見

監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

(3) 成年後見人等の職務

成年後見人等の職務には、大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。

身上保護	<p>本人の生活を維持するための手続きや療養看護に関する契約等の事務</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの契約 ・施設入所の契約 ・定期的な本人の生活の様子の把握 等
財産管理	<p>本人の財産内容を正確に把握して財産目録を作り、本人の財産が保たれるよう管理するための事務</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金通帳や保険証券等の管理 ・年金や保険金等の収入の受け取り ・本人に必要な経費の支払い 等

3) 成年後見制度を取り巻く津別町の現状

(1) 成年後見制度の相談に関する現状

津別町では平成 26 年 10 月 20 日に後見実施機関の「津別町あんしん生活サポートセンター」(以下、センターとする。)を設置し、津別町社会福祉協議会に運営を委託しています。

センターでは、成年後見制度等の権利擁護に関する制度の利用支援や普及啓発、市民後見人の養成や活動支援等の役割を担っています。これからも、津別町に住む方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援していきます。

これまで成年後見制度の利用に繋がった事例として、本人や親族からの相談に加え、町内の相談事業所、医療機関、金融機関からの相談がきっかけとなったケースもあります。

町内の相談事業所への聞き取りによると、介護サービスを利用している本人や親族が成年後見制度について知っているケースは少なく、担当職員が紹介したことで成年

後見制度の利用に繋がる場合が多かったことがわかりました。

(2) 成年後見制度の利用状況

①申立支援件数

【単位：件】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
申立支援件数	0	5	2	4	3	3	3	5	1	1	27

※平成 25 年度は津別町地域包括支援センターが申立支援を行った。

※平成 26 年 10 月からは後見実施機関が申立支援を行っている。

②成年後見等受任状況（津別町あんしん生活サポートセンター）

○個人受任（市民後見人 2 名で受任。社協との複数後見の場合は 1 名）

後見類型：2 件 保佐類型：3 件（うち、2 件は社協との複数後見） 合計：5 件

○法人後見受任（市民後見人 1～2 名が後見支援員として担当者と共に活動）

後見類型：3 件 保佐類型：6 件 合計：9 件

(3) 市民後見人の活動状況

個人受任 7 名、法人後見支援員 3 名が活動中で、ケースによって月に 1～4 回訪問。

生活相談、金銭管理支援、郵便物管理、報酬申立支援、面談後に記録作成をしています。

(4) 日常生活自立支援事業・津別町ほっと暮らしサポート事業の利用状況

①日常生活自立支援事業

平成 26 年から津別町社会福祉協議会が北海道社会福祉協議会から受託して実施しています。この事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分だが契約可能な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。現在の利用者は 1 名です。

②津別町ほっと暮らしサポート事業

津別町社会福祉協議会の独自事業として実施しています。この事業は、成年後見制度の利用に繋がるまでの期間、本人の通帳や印鑑の保管、公共料金等の支払い支援を行うものです。現在の利用者は3名です。

(5) 成年後見制度利用支援事業の利用状況

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、「福祉の向上を図るために成年後見人等の選任が必要であると判断したとき」には、首長が成年後見制度の審判申立を行うことができます。

津別町では平成23年3月から津別町成年後見制度利用支援事業を実施しています。この事業は町長申立を行う場合において必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な人に対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援することを目的としています。

①町長申立利用状況

【単位：件】

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
町長申立	2	0	0	1	0	0	2	0	4	9

②成年後見人等の報酬に対する助成利用状況

【単位：件】

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
報酬助成	0	0	3	4	1	1	1	1	0	11

(6) 津別町あんしん生活サポートセンター運営協議会の実施状況

津別町あんしん生活サポートセンター運営協議会設置要綱に基づき、定例で年1回、協議事項がある場合はその都度、運営協議会を実施しており、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の視点から、後見事務に関してのご助言をいただくことを目的としています。

4) 成年後見制度利用促進に関する課題

津別町の高齢化率が年々増加していることから、認知症等判断能力が低下し、金銭

管理、日常生活の支援が必要な状態の高齢者が増加していくことが推測されます。

また、これまで障がい者の金銭管理等の支援を親が行っていた場合、「親なき後」に支援者が不在となることが考えられます。このことから、今後、支援を必要とする人が増加することが予想されます。

さらに、成年後見制度や相談窓口の認知度が低いため、利用の促進に向けて、更なる周知や啓発、制度への理解を深めることが重要となります。

5) 成年後見制度利用促進に当たっての基本目標及び具体的な取組

第3期津別町地域福祉計画では、基本理念として「助け合い見守りで安心して住み続けられるまち つべつー誰もが楽しく健やかにー」を掲げ、地域の人が手を取り合い、楽しく笑いあいながら住み慣れた地域で安心して住み続けられる町を目指しています。

津別町では、この理念に基づき、地域の実情に応じた成年後見利用の促進を図り、専門職団体との連携や市民後見人の養成を実施していきます。

(1) 基本目標

- 基本目標1 成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる体制を整備する。
- 基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

(2) 具体的な取組

①成年後見制度及び任意後見制度の周知・啓発

成年後見制度や制度を利用するための相談窓口等、成年後見制度の利用促進のために必要な内容について、パンフレット作成・配布や研修会、講演会等にて広報活動を行います。

また、任意後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度の周知に併せて任意後見制度の周知・啓発に取り組みます。

②相談窓口の早期対応・関係機関との連携強化

津別町役場保健福祉課（福祉係、高齢者相談係）と津別町あんしん生活サポートセンターが窓口となり、成年後見制度の利用等に関する相談を受け付けます。また、必要に応じて、専門職団体や法テラス等関係機関と連携しながら相談対応を行います。

す。

③成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対し、成年後見人等の助成を実施し、安心して制度利用ができるよう支援します。また、本人または親族による成年後見制度の申立てが期待できない状況の人であっても、制度を利用することができるよう、町長による後見開始等の申立てを行い本人の権利擁護支援を図ります。

④中核機関による受任者調整（マッチング）

成年後見制度の申立て事案について、北見地域成年後見中核センター（以下「中核機関」という。）が実施する審査検討会（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職委員が参集し、適切な後見人候補者の選考、家裁への推薦等、受任調整に関する審議を行う会議）に出席し、後見人等に適切な職種や団体が選任されるよう情報提供を行います。

⑤担い手の育成・活動の促進

これまで継続して行ってきた市民後見人の養成について今後も実施します。

市民後見人の方々には、受任に関わらず学習会等にて継続的なフォローアップを実施し、個人受任、法人後見支援員、地域の支え合いのための活動、その他広報啓発等に協力いただけるよう体制を構築します。

⑥後見人等の支援

親族後見人や市民後見人への日常的な相談対応を行うとともに、専門職（弁護士会、司法書士会、社会福祉士）から助言等協力が必要と思われる事案については、専門職相談について調整し、利用者、後見人等が適切に成年後見制度を利用・支援できるようにします。

また、専門職後見人が他の関係機関との連携が必要な場合、より円滑に連携が進むよう、地域資源等について情報提供する等協力体制を構築します。

⑦本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進めます。

本人を支える「チーム」が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を

継続的に把握し、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用ができる支援体制を確保していきます。

⑧地域における「協議会等」の体制づくり

地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、定住自立圏における連携や、専門職団体等地域の関係者も含めて、地域課題の検討・調整・解決に向けて協議する体制の構築に努めます。

6) 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の整備

保健福祉課はもとより、庁内の様々な相談窓口で把握した町民の課題を適切に支援につなぐことができるよう、より一層、関係課間の連携強化を図りながら、全庁的な推進体制の整備と充実に努めます。

(2) 社会福祉協議会等との連携

津別町社会福祉協議会をはじめ、中核機関、家庭裁判所や専門職団体等、様々な主体との連携を強化し、1人の人としての尊厳と権利が守られる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。